平成 28 年度第 4 回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議概要

開催日時 平成 29 年 2 月 6 日 (月) 13:30~

開催場所 青森市役所 2 階 庁議室

出席委員 船木昭夫会長、浅利義弘委員、桐原郁子委員、今栄利子委員、今勝一志委員、 髙橋紀男委員、町田徳子委員、天野高志委員、内田利男委員、木村由紀子委 員、斉藤絹子委員、谷川幸子委員、入江克昌委員、蝦名篤委員 ≪計 14 名≫

欠席委員 畑井英成委員 ≪計1名≫

事務局 健康福祉部長 能代谷潤治、健康福祉部理事 浦田浩美、 障がい者支援課長 土岐志保、同課副参事 吉田光秀、 同課主幹 白戸高史、同課主幹 田村勲、 同課主査 佐々木栄子、同課主査 佐藤進一、同課主査 澤田正志、

> 同課主事 工藤真弓、同課主事 高松 舞 ≪計9名≫

会議次第 1 開会

- 2 健康福祉部長あいさつ
- 3 議 事
 - (1) わたしの意見提案制度(パブリックコメント)等の結果について
 - (2) (仮称)青森市障がい者の権利に関する条例案について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

議事要旨

わたしの意見提案制度(パブリックコメント)等の結果について

事務局から、資料 1「(仮称)青森市障がい者の権利に関する条例骨子案」に対する意見募集の結果について、資料 2(仮称)青森市障がい者の権利に関する条例骨子案と骨子について説明があった。

意見、質疑応答

○委員

今後条例に反映とあるが、見通しを教えてほしい。

○事務局

この後、条例案を説明します。

○委員

項目 24 から 27 について、市の考えとして手話言語条例に規定されている内容も網羅されているとあるが、これだけだと何か、中身が見えにくいので、施策の段階で、きちんと聞こえないものの意見を取り入れて、より深く審議していただきたい。

○委員

今の説明の速度、指摘の仕方等について、点字の資料では、追いつけない、そういう問題がある。点字というのは、全体を見ることができないので、流れの中でどこを読んでいるか、事前に資料をいただいたとしても、相当熟読しない限りは、ついていけないと思いました。指摘されているところを、簡単に探すことが非常に難しい。そういう点で、全体を理解しなければならないから、少し時間を掛けて熟読した上で、後日、疑問を解決した上で意見を述べるなどの配慮をいただきたい。

○会長

委員のお話がありました様に、後ほど、吟味した上でのご意見を改めていただくということも踏まえて、議事進行をさせていただきたい。

(仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例案について

事務局から、資料 3(仮称)青森市障がい者の権利に関する条例骨子と条例案、資料 4 (仮称)青森市障がい者の権利に関する条例案について説明があった。

○委員

2ページ目「社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮」第7条第1項第4号で災害時及び緊急時に援護を行うときとあるが、緊急時の合理的配慮の中身について確認をしたい。

事業者が提供していない福祉サービスを緊急時に使いたい場合、市が承認していただけるものか。施設側では、提供していないサービスなので、できませんとの事だったが、そういった時に、緊急時に援護を行うときが、摘要になるかどうかというところを確認したい。

○事務局

差別解消法では事業者に過重な負担とならないとき、社会的障壁の除去の実施について配慮しなければならないとしているが、ご質問は、事業者が提供していないサービスとのことであり、もう少し事例を踏まえて検討を要するものであると考える。

○委員

一般的な話で注意していただきたいのが、イレギュラーなケースを実現した時に費用 は必ず発生する。その場合、市が承認したとしても、会計検査院などで問題が起こるケ ースもあるので入念に調べた方がよい。

○委員

条例は主として、障がい者に対する差別的行為などが行われた場合に、それを取り除くというか、その様にならないようにするという趣旨だと思う。緊急時に限らず、差別とか、差別的扱いは、いつでもある。緊急時の事案についてのみ条例が摘要されるのか、生活が不便なのでこれを改善する時にも、この条例が適用されるのかどうか。

○事務局

緊急時のみを想定したものではございません。日常生活の中で障がいを理由とする差別があった場合に市が相談窓口として解決に向けて取り組んでいくための条例である。

○委員

実際に窓口はどんなふうに出来るのか。どの様に窓口というものができるのか。

○事務局

市の障がい者支援課が窓口となる。その他に市が委託している相談支援事業所 5 箇所にも協力いただき相談窓口とすることで考えている。

○委員

前文について、最初から 6 行目まで区切りがなく、分かりにくいので、何のためにつくったのか、みんなに浸透するためにも分かりやすくしてほしい。

○事務局

ご意見を反映していきたい。

○委員

地域移行支援について、第7条にかろうじて含まれるかと思うが、4ページの共生社会 実現に向けた取組では、地域社会、住みなれた地域で暮らすことについては、たくさん 書かれているが、施設や病院に入っている方たちの地域移行に関する文言が無い。市で は、研修などにより相談支援事業所の支援体制を強化していくとのことであったが、条 例には、反映されないのか。

○会長

地域移行という部分で、医療の部分はどうなのかが大きな課題なので、障壁の除去と 関連性があるのだと思うが、これを、精神保健のサービス上の理解としては、具体的で ない。具体的、もしくは、分かりやすくどこかにイメージする必要があるかどうか。事 務局ではその辺どうか。

○事務局

施策の部分に係るものについては、障がい者総合プランや障がい福祉計画において、

整理したい。

○委員

共生社会の実現を目指すとなっているが、現時点で地域に居る人以外は、その共生社会に参加できないという意味にも捉えられるし、精神障がい者にとっては、非常にその様な部分では差別感を感じている。支援の中で住居に対する支援がないと、精神障がいだけではなく、身体障がいの車イスの方も、聴覚障がいの方も、家を借りられない方がたくさんいる。アパートや市営住宅みたいな公共の住宅でこそ市が支援して、優先的に入れるような何らかの施策をいれてほしい。

第 2 章障がいのある人の権利の尊重で、差別等の禁止とはっきりと文言が入っている のは非常に評価している。障がい者の立場としては、非常にいい条例だと思う。

○事務局

障がいのある方が住居を借りづらいという問題については、障がい者団体等との意見 交換会においても、具体的な事例としていただいた意見であり、合理的配慮を実施する 場合として具体的に掲げる中に、その意味を含めた項目を規定している。また、共生社 会の実現を目指すことについては、医療を要する人もそうでない人も、病院に居る居な いにかかわらず、全ての市民が、地域社会で共に生きていくという意味合いで、前文に おいて表現した。

○委員

今後、話し合っていく時に、具体的な事例として盛り込んでいくのか。ここにないということは、逆に言えば、やらなくてもいい事になると捉えられる。

○事務局

基本理念において、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるようと表記しており、この基本的な考え方に基づき、今後、障がい者総合プランなどにおいて、具体的な施策を検討していく。

○委員

障がい者総合支援法その他における共生社会の実現とそれに対してのサービスについて、色々細かく明記しているが、この条例にどこまで反映される必要があるのか。法律で決まれば、国民の義務としてやらなければいけないので、条例に載っているからやらなければならないと解釈するときに、この条例にその文言をどこまで載せるべきなのか、精神障がいに携わる方のご意見を含めてお聞きしたい。

○委員

資料3の第13条に福祉、医療、雇用、教育に関する事業に従事する者とあるが、差別については、子供の時から教えないと意味がないと思う。この場に、教育に携わる市の教育委員会が誰も来ていないことを悲しく思っている。差別をしない、作らないという

社会を作るためには、教育が必要だと思う。

○委員

条例の中に財政の措置についての条文がないが、財政の措置がないと何も出来ないのではないか。財政の措置というものを入れるべきではないか。

市の責務について、「障がいのある人の権利を尊重するために必要な施策を策定し、及びこれを実施するものとする」とあり、非常にいい規定だが、財政の措置がないので、どこからお金が出るのか、不安である。施策を実施するということは、お金が伴う事だと思うので、その辺はどうなっているのか。

○事務局

他市では、財政上の措置が規定されているところもあるが、本条例においては規定していない。

○委員

どこまで条例に入れ込むべきかについて、施策を実施しようとする際に、具体的な文言が条例の中にあれば、財政的な折衝もしやすいし、一番効果的だと思う。全国的に見ると、条例にあることで、実施しやすかったという自治体もある。どこまで載せるかは、自治体の方の制度や事業など、もう一度洗い出して、青森市が、どの様な施策をすすめればよいか、その辺を検討して、これに網羅していけばよいのではないか。

合理的配慮が必要でなければ、やらなくてもよいのか、といったことについても、市としては、必要であるかないかに係わらず、これについては、やっていきたいという一貫した姿勢で、条例制定について作業を進めてきているので、市に期待したい。

○委員

もらった資料を直ぐ読んで理解するのが非常に難しいので、時間があれば、もう一回 話し合い、皆さんの考え方を統一したほうがよいのではないか。

○委員

条例は、日本の法律のルールを構成するものの一つとされている。法律は、日本全国適用するものですので、法律に認められた権利などについては、当然、我々にかかってくる。そこで、改めて条例は必要なのかといった話については、各自治体が、政策的に尊重したいところ、重視したいところを決めることができ、法律の範囲内で条例を制定するという事はできる事とされている。今回の条例についても、障害者権利条約、差別解消法などで定められた理念とか、趣旨といったものを更に、青森の地でも、深めて行くという趣旨のものであると理解している。

予算の話があったが、財政上の措置に関する規定について、絶対必要であるというわけではなく、必要であれば一つの考えとして、規定するということであろう。

条例をどこまで制定するかの話だが、条例で細かいところまで決めると、議会の議決が必要となり、簡単には変えられなくなる。具体的な施策などは、時と場合に合わせて、

タイムリーにやらなければならないが、条例に規定する事によって、迅速さやタイムリーさが犠牲になることも否定できない。条例に規定がないからやらなくていいわけではなく、条例があったとしても、具体的な施策をどのように行うかが大事なので、それに見合う財政措置、予算を獲得する努力を担当課にしていただきたい。

○委員

また、3ページの第2節障がいを理由とする差別に対する相談体制と3節青森市障がい 者差別解消調整委員会について、順序として、この2つを末尾に持っていくのが良いの ではないか。

○事務局

組織の条文については、法規部門との協議により規定したものである。

○会長

条例そのものが、大きな一つの柱として、それから色々な手足をつけていくという意見もあったので、それらを含めて、条例案を了承するということで、この会議を進めてまいりたい。後ほど、もしも重大な疑義があるという場合には、その訂正を含めて、その上で了承することで提案したい。

条例名について

事務局から、資料5条例名について説明があった。

○委員

障がいのある人という言葉が多いので、障がいのある人に関する条例としてはどうか。

○委員

障がい者団体との意見交換会で提案された条例名だが、もっとやわらかく、青森市に親しみやすいものにしたいとの意見を踏まえると、案 1 の共に生きる社会づくりが、一番いいと思う。

○委員

障がい者の権利に関するという文言があると、自分とは関係がないと捉えられる。障がいのない人にも関係あるということが伝わると思うので、案1がいいと思う。

○委員

青森を謳うキャッチフレーズみたいな条例名にしたらどうか。様々な周知の場面や、 チラシ、広告などいろいろな媒体で興味を持たれるよう、キャッチフレーズの様な条例 名を考えたらどうか。

○委員

条例案の前文の最後に、私たちは、全ての市民が、誰もが互いを尊重し、支え合い、 地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を目指し、 この条例を制定すると記載されているので、案 1 だと、ここに書かれている目的が名称 に集約されていて、どんな条例なのかに繋がると思うので、案 1 を希望する。

○会長

案1の条例名として、よろしいか伺いたい。

○委員

反対の声なし